

## 第1編 総論

第1章 計画の目的，坂出市の責務，  
計画の構成等

第2章 国民保護措置に関する基本方針

第3章 坂出市の事務又は業務の大綱等

第4章 坂出市の地域特性が  
国民保護に及ぼす影響

第5章 坂出市国民保護計画が対象とする事態

# 第1章 計画の目的、坂出市の責務、計画の構成等

坂出市（以下「市」という。）は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の目的、構成等について定める。

## 1 市国民保護計画の目的及び市の責務

### (1) 市国民保護計画の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第35条第1項の規定に基づき、坂出市長（以下「市長」という。）が作成する計画であり、市が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃事態、緊急対処事態から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

### (2) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び香川県の国民保護計画（平成18年3月作成。以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ確実に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に実施する。

### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する次の事項
  - ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
  - イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
  - ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
  - エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
  - オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に

関する事項

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、坂出市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、香川県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する。ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 4 坂出市地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、坂出市地域防災計画（一般対策編，震災対策編）（以下「市地域防災計画」という。）や香川県石油コンビナート等防災計画（以下「県コンビナート防災計画」という。）は別の法体系による計画である。他の計画等の活用については、次章の基本方針に定める。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、武力攻撃事態等の状況に応じて自主的に判断するものであることに留意する。

### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に

十分に配慮する。

#### (9) 地域特性への配慮

本市には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき様々な地域特性が存在する。

番の州地区は、「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年12月17日法律第84号。以下「石災法」という。）第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定され、石油、高圧ガス等のコンビナートが立地している。

また、本市には、13の島が存在する。そのうち有人の島は4あり、全島民数は521人（平成24年10月1日現在 住基人口）で全人口の0.92%となっている。

このほか、瀬戸大橋や府中ダム、多くのため池など、様々な地域特性があることから、市は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に十分に配慮する。

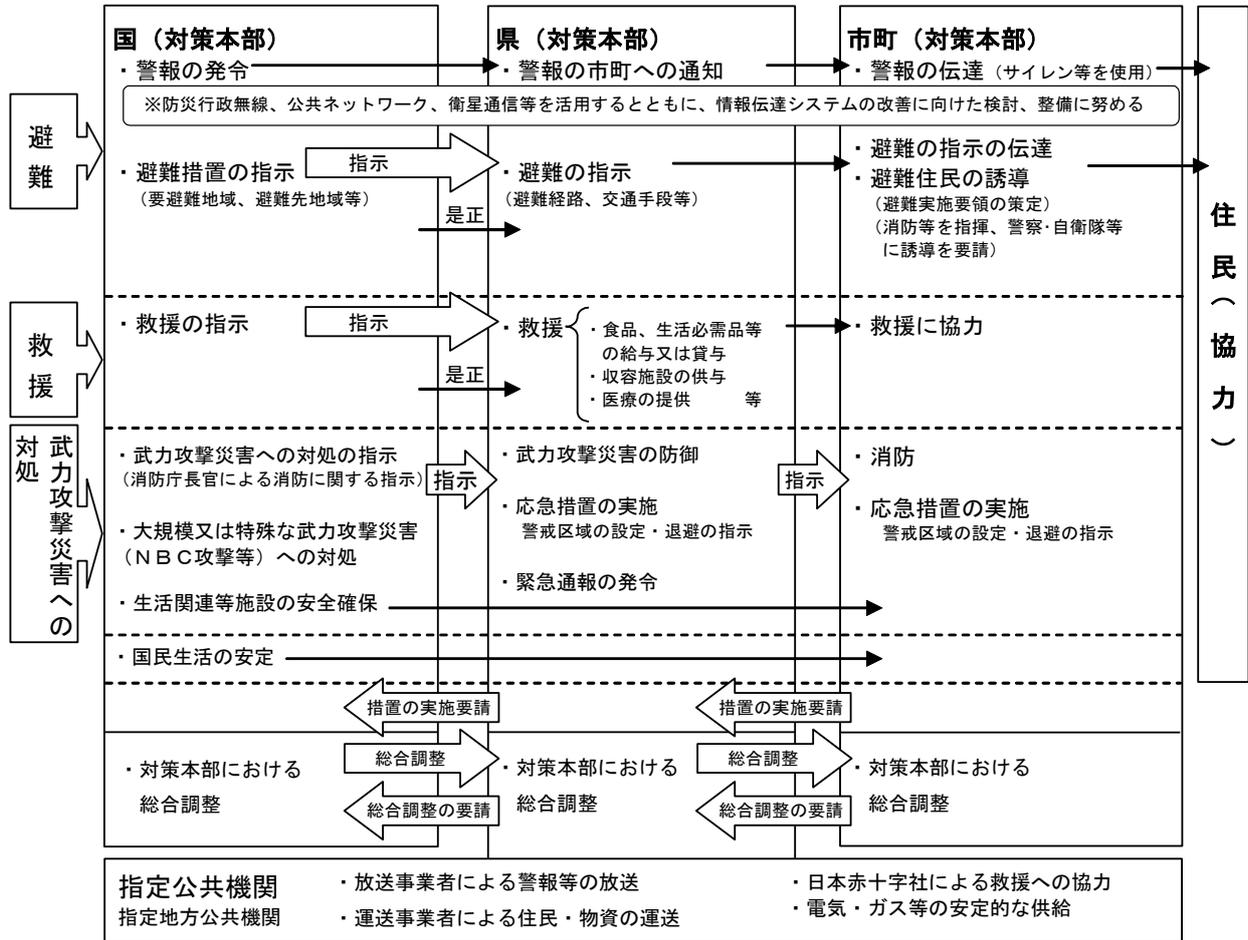
#### (10) 市地域防災計画等の活用

市は、国民保護措置が、現有の市地域防災計画、県コンビナート防災計画及び坂出市の危機管理体制（以下「市危機管理体制」という。）における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

### 第3章 坂出市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護措置の全体の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

国民の保護に関する措置の仕組み

#### 1 市の事務又は業務の大綱

- ① 国民保護計画の作成に関すること
- ② 国民保護協議会の設置、運営に関すること
- ③ 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営に関すること
- ④ 組織の整備、訓練に関すること
- ⑤ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること
- ⑥ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関

すること

- ⑦ 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること
- ⑧ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

## 2 関係機関の連絡先

資料編資料1-1 : 関係機関の連絡先

## 第4章 坂出市の地域特性が国民保護に及ぼす影響

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地域特性について次に示す。

坂出市の地形図



### (1) 地形

本市は、香川県のほぼ中央北側に位置し、東は高松市、西は宇多津町、南は丸亀市及び綾川町と接し、北側では瀬戸内海を挟み瀬戸大橋で岡山県倉敷市と接している。

総面積は92.46km<sup>2</sup>で、東西に14.65km、南北に18.20kmあり、海岸線は瀬戸内海沿いに約80kmに及ぶ。市街地は、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多いため、海岸線から市中心部に向かって、徐々に低くなっている。

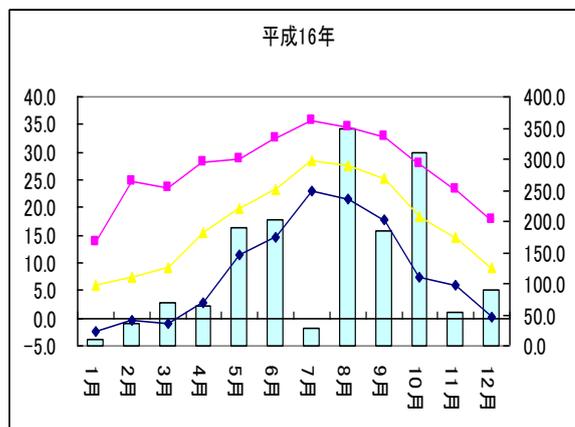
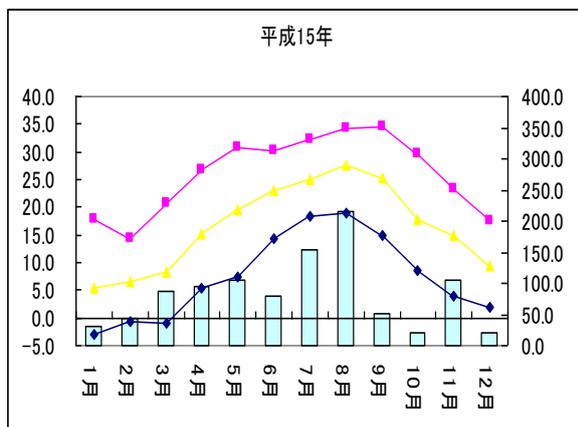
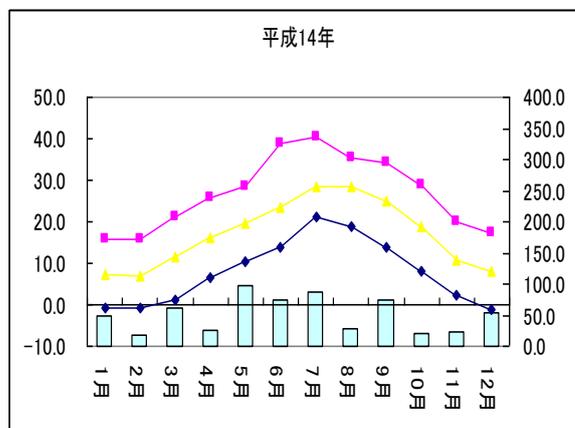
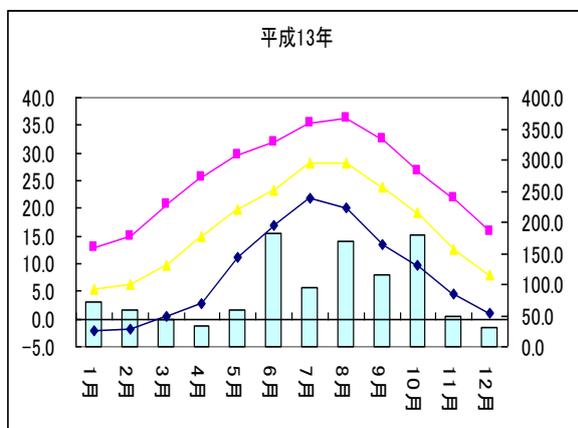
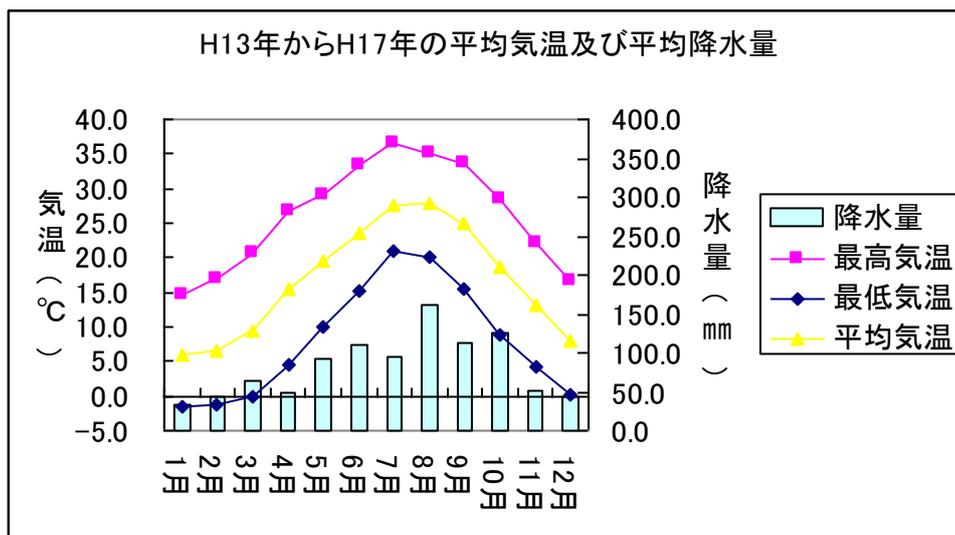
最も高い山は高松市との境にある大平山（478.9m）で、次いで丸亀市との境にある城山（462.3m）、飯野山（421.9m）と、400mを超える山がわずかしかない、比較的なだらかな

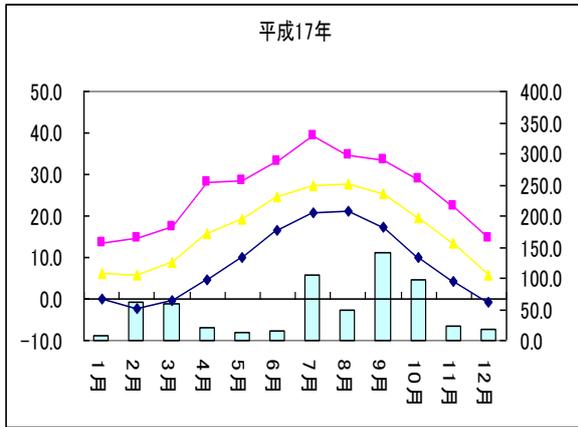
地形である。

(2) 気候

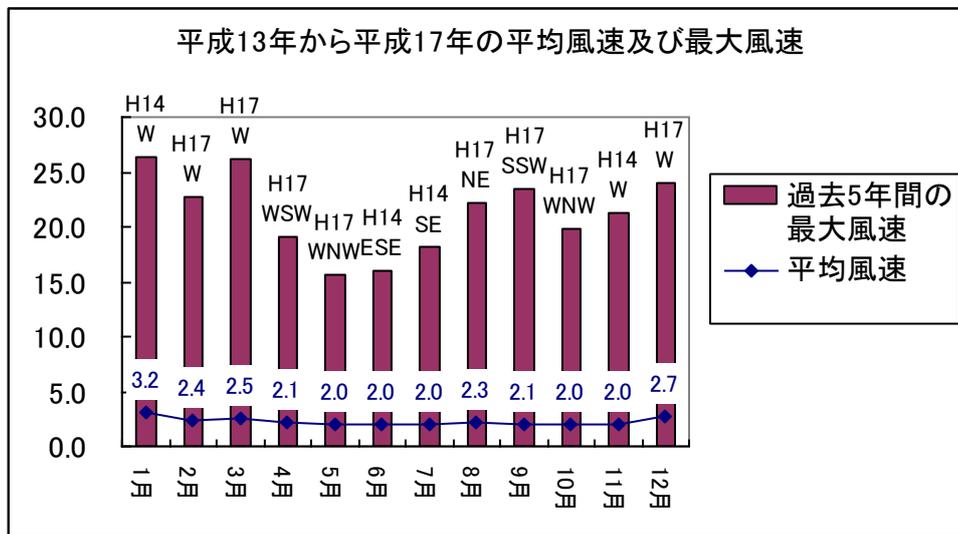
本市の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、気候が温暖で、降水量が少ない。坂出市消防本部の気象のデータ（平成13年1月から平成17年12月までの5年間のデータを使用。気温及び風速に関しては各月の平均値，風向きに関しては各日の平均風向きのデータ。）を参照すると、年平均気温は16.8℃，年平均降水量は981.0mmである。

降水量は、平成17年の渇水，平成16年の度重なる台風の接近など，年によってかなりばらつきがあるが，平成16年でも全国平均には及ばず，平成17年では1,000mm以上少ない。

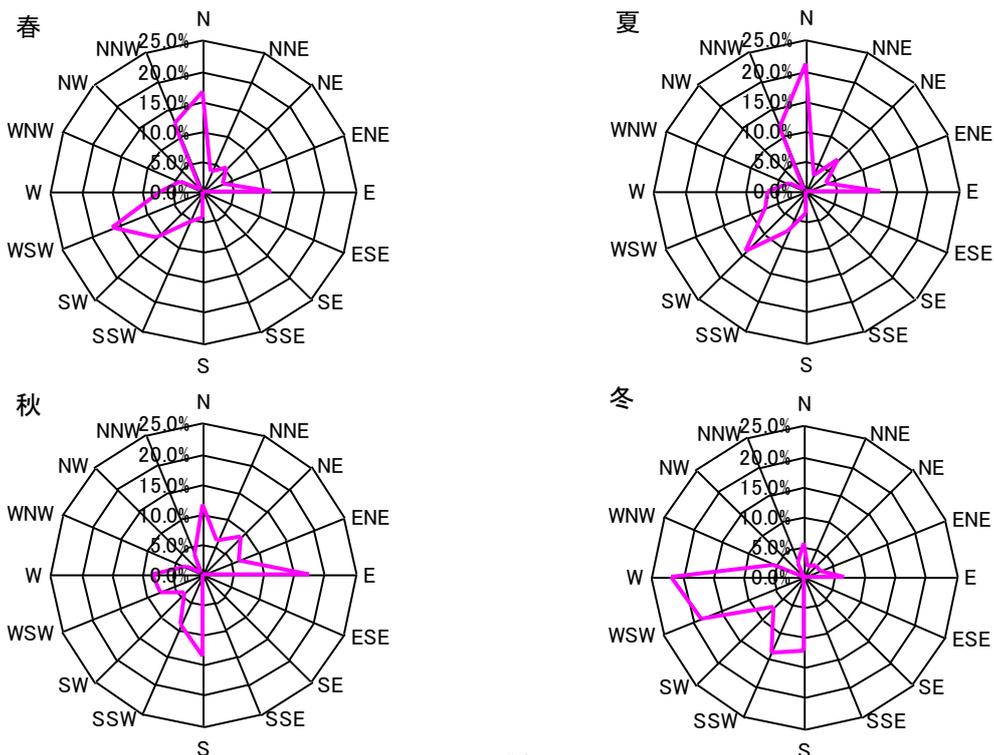




風は平均的に穏やかだが、稀に強い風が吹き、瀬戸中央自動車道やJR瀬戸大橋線が通行止めとなることもある。風向きは、春は西南西又は北から、夏は北又は南西から、秋は東又は南から、冬は西からの風が多く、一年を通じて東南東から南南東にかけての風が極めて少ない。



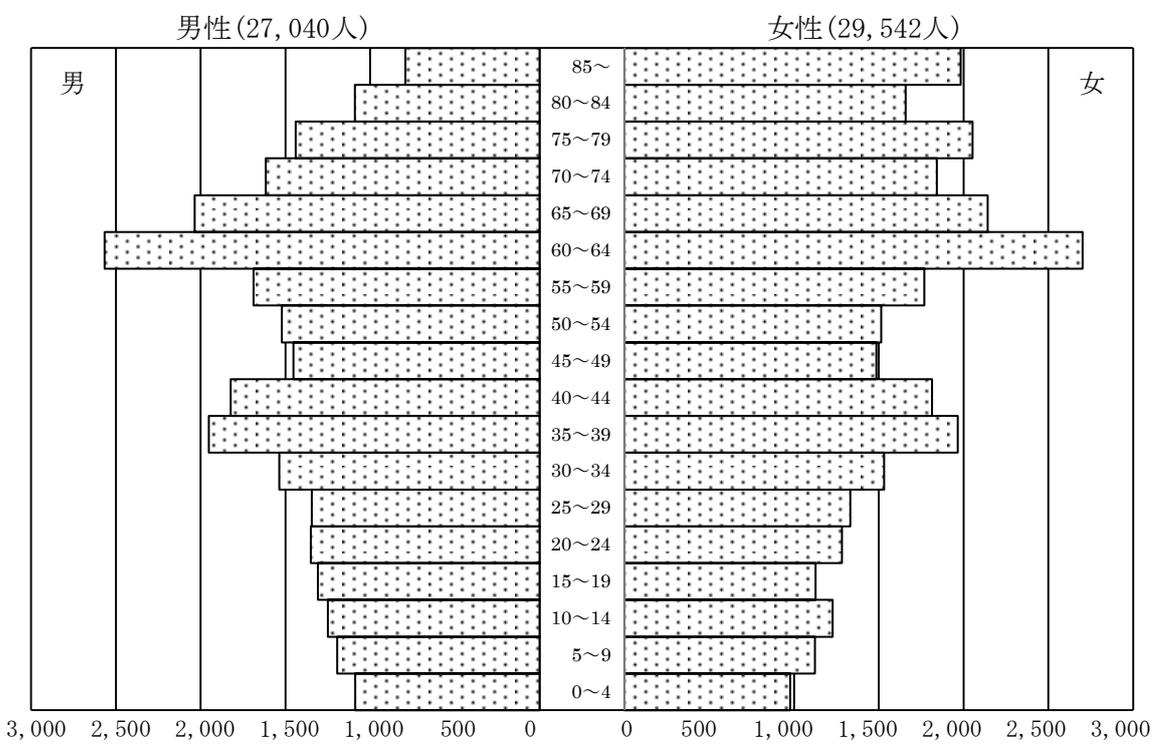
風向き発生率



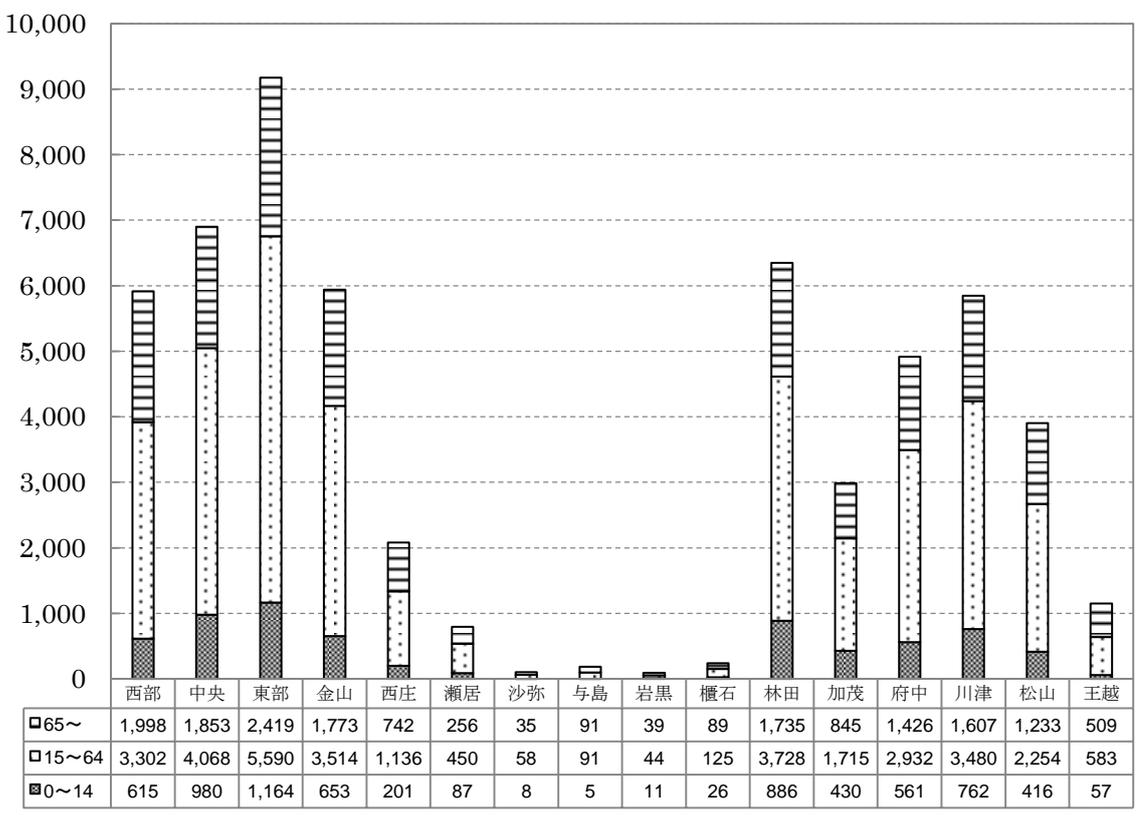
市は、武力攻撃事態等における救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制を整備することが必要である。

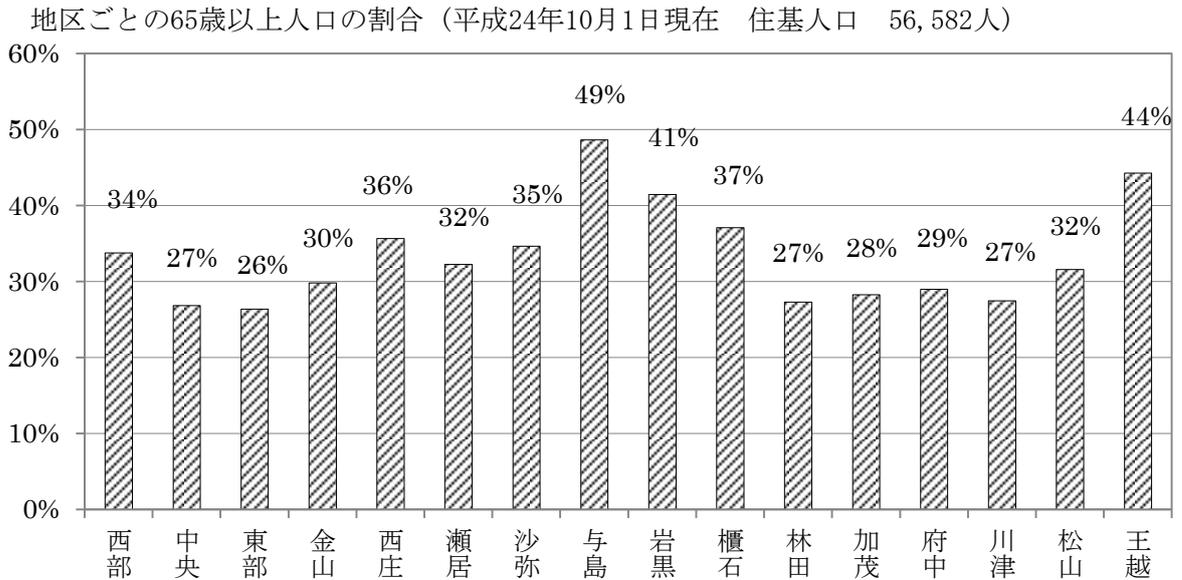
(3) 人口分布

男女別、年齢別(5歳階級)人口構成(平成24年10月1日現在 住基人口 56,582人)



地区ごとの人口 (平成24年10月1日現在 住基人口 56,582人)





本市の人口は、住民基本台帳上で平成24年10月1日現在、56,582人（男性27,040人、女性29,542人）である。

人口分布を地区別にみると、東部地区が9,173人（16.2%）と最も多く、次いで中央地区6,901人（12.2%）、林田地区6,349人（11.2%）、金山地区5,940人（10.5%）、西部地区5,915人（10.5%）と続く。

世代別人口は、15歳未満の人口が市人口に占める割合は12.1%、15～64歳が58.4%、65歳以上が29.4%である。65歳以上の人口の割合は、全国平均の23.8%（平成24年6月1日現在）と比べ5.6ポイント高く、香川県平均の27.0%（平成24年10月1日現在）と比べても2.4ポイント高くなっている。

市は武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするための避難誘導のあり方等を、十分に検討する必要がある。

#### (4) 道路の位置等

本市の主要な道路としては、本市と本州側の岡山県倉敷市を結ぶ長大橋である瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）と高松自動車道がある。瀬戸中央自動車道は本州と四国を結ぶ主要路線であり、高松自動車道は、東は徳島県、西は愛媛県に至る重要道路であり、本市にはその両道の交わる坂出ジャンクションがある。またインターチェンジについては、岡山方面のみに対応した坂出北インターチェンジ、高松自動車道と瀬戸中央自動車道との共有インターチェンジである坂出インターチェンジの、2つのインターチェンジがある。

一般の主要道路としては、東西に横断する道路が、国道11号、さぬき浜街道及び県道33号線で、いずれも東は高松市、西は宇多津町に至る。南北に縦断する道路は、寿町から富士見町に至る県道19号線（県道坂出港線）、それに続いて徳島県に至る国道438号、府中町からまんのう町に至る県道17号線（県道府中造田線）、林田町（さぬき浜街道）と加茂町（国道11号）を結ぶ県道187号線（県道林田府中線）がある。

以上のことから、本市は県内では唯一本州と道路により接していて、避難や緊急物資の運送において、東西南北全ての方向に対しての分岐点という重要な役割を果たさなければならないため、平素から関係機関との連携協力を努める必要がある。

### (5) 鉄道、港湾の位置等

本市内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社であり、坂出駅から児島駅（倉敷市）を經由し、岡山駅に至る瀬戸大橋線（本四備讃線）と、高松駅から愛媛県松山駅に至る予讃線の2路線が存在し、坂出駅は、その両線の接点の一つとなる。駅は坂出駅を含め、4駅が存在する。

港湾は、重要港湾として坂出港が指定されている。

前出の道路の位置等も含め、本市は交通の要所であり、避難、救援及び緊急物資の運送について、多様な交通網の効率的な活用を検討しておく必要がある。

坂出市の主要交通図



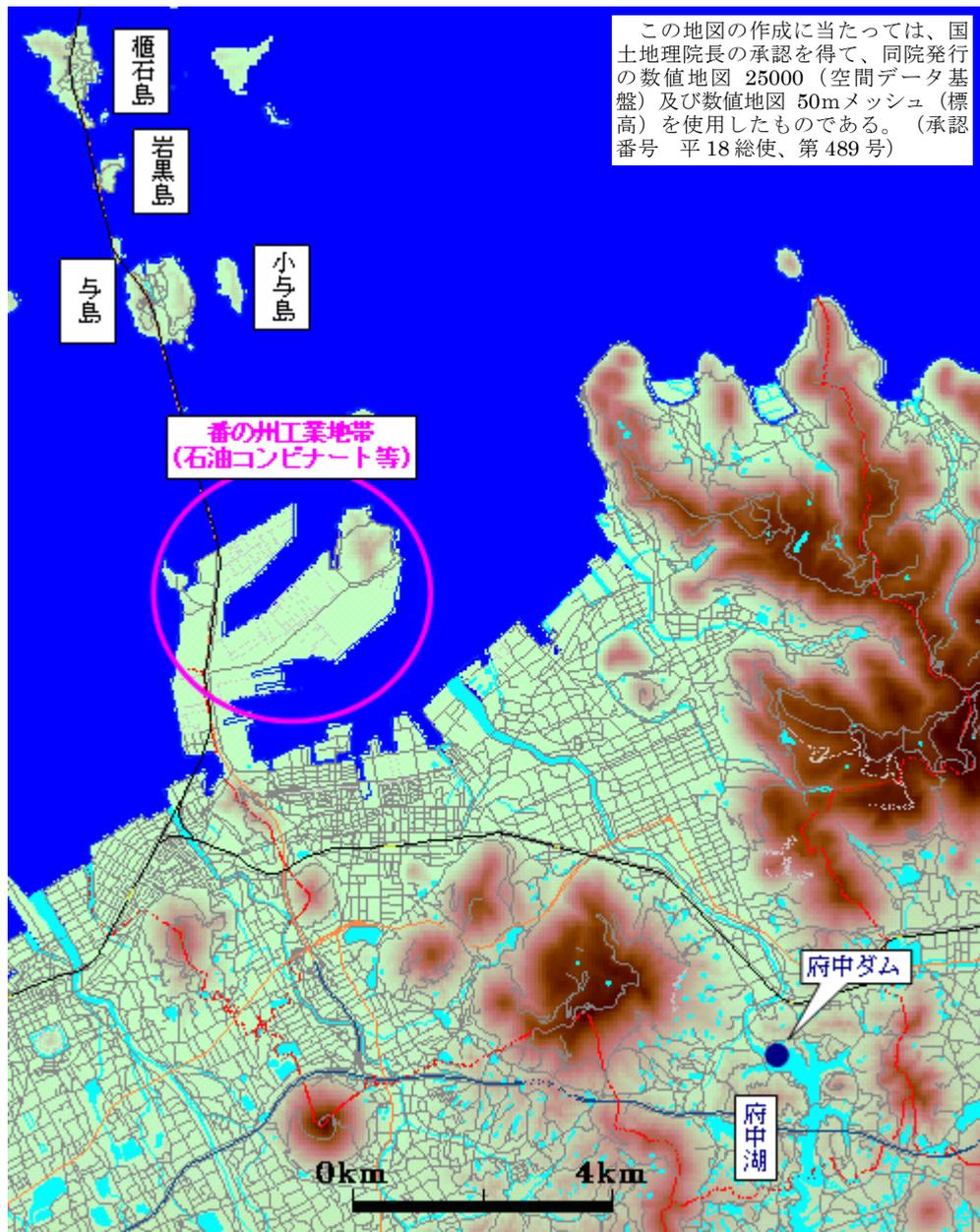
### (6) 島嶼部

本市には13の島が存在し、そのうち有人の島は櫃石島、岩黒島、与島、小与島の4島であり、人口は櫃石が240人、岩黒が94人、与島と小与島を合わせた与島町が187人、全部で250世帯、

521人（平成24年10月1日現在 住基人口）が居住している。

これらの島と本州及び四国を結ぶ定期航路はなく、小与島に関しては瀬戸大橋が架かっていない。また、瀬戸大橋が架かっている他の島についても、稀に悪天候等により瀬戸中央道が通行止めとなることがあるため、これら島嶼部において武力攻撃事態等が行われた場合は、住民が孤立するとともに人的被害をもたらすことも想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

坂出市の島嶼部，石油コンビナート等，ダム



(7) 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、石災法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された番の州地区特別防災区域が存在する。

この地区は、本市の北方海域、坂出市と旧沙弥島，旧瀬居島との間に埋立造成された臨海工業地帯であり、区域総面積4,361,258m<sup>2</sup>，第一種事業所4社（コスモ石油(株)，三菱化学(株)，四国

電力(株)、ライオンケミカル(株)と第二種事業所1社(川崎重工業(株))計5社の特定事業所から構成されている。番の州地区特別防災区域には、3,237,762kLの石油、137,244,491Nm<sup>3</sup>/Dの高圧ガス等が貯蔵、取扱いされている。

石油コンビナート等特別防災区域は、武力攻撃事態等により、重大な災害が発生する恐れがあるため、平素から安全対策の管理、未然防止、訓練等を実施する必要がある。

#### (8) ため池、ダム

本市は、(2)「気候」(9ページ)でも述べたように年間降水量が少なく、古くより多くのため池が築かれ、昭和49年には香川用水の通水が開始されたが、平成6年や平成17年のように未だに渇水に苦しめられることがある。

市内には、500箇所弱のため池があり、農業用水の貴重な水資源となっている。

また、府中ダムは工業用水専用ダムとして昭和41年に完成し、有効貯水容量が8,000,000m<sup>3</sup>と、県内では最大規模のダムの一つである。

市は、武力攻撃事態等において、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、大浸水、水資源の枯渇による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

#### (9) 瀬戸大橋

本市には、坂出市と本州側の岡山県倉敷市を結ぶ長大橋である瀬戸大橋が存在する。瀬戸大橋の平成23年度における一日平均交通量は19,898台であり、JR瀬戸大橋線や高速バスなどの利用も含め、人の流れ、物の流れに果たす役割は非常に大きく、経済の動脈として非常に重要な施設である。

瀬戸大橋が武力攻撃事態等により寸断された場合には、本州各地からの物資供給や応援派遣に著しく影響が発生し、広域的な避難も困難になることが予想される。このため、広域連携体制を講じる上では、県内及び四国の交通網の状況を考慮するとともに、瀬戸大橋寸断時等における航路等による連携体制を検討する必要がある。

## 第5章 坂出市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる4類型が対象として想定されている。

	特徴	留意点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。</li> <li>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。</li> <li>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい。</li> <li>石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要。</li> <li>瀬戸内海に面した香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能。</li> <li>可能なら武力攻撃予測事態において避難。</li> <li>広域避難に伴う混乱発生の防止に努める。</li> <li>速やかな避難のための輸送力確保が必要。</li> </ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる。</li> <li>被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害）。</li> <li>汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる。</li> <li>武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要。</li> <li>知事による緊急通報の発令、市長又は知事による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置を行うことが必要。</li> </ul>
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間で着弾が予想される。</li> <li>弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要。</li> <li>当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施。</li> <li>屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難。</li> <li>事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難。</li> </ul>

	特徴	留意点
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難。</li> <li>・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定。</li> <li>・繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</li> <li>・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意。</li> <li>・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難。</li> </ul>

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を次に示す。

	留意点
NBC攻撃共通の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じる。</li> <li>・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う。</li> <li>・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限等の措置を講じる。</li> <li>・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる。</li> </ul>

	特徴	留意点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生じる。</li> <li>・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制。</li> <li>・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。</li> <li>・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施。</li> </ul>

	特徴	留意点
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次感染の拡大防止が課題。</li> <li>・外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講じる。</li> <li>・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う。</li> </ul>
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に避難する。</li> <li>・原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施。</li> <li>・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く。</li> </ul>

## 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として次に掲げる事態例を対象として想定する。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</li> </ul>
危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。</li> </ul>
ダム破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。</li> </ul>

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> </ul>	放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> </ul>	生物剤（毒素を含む。）による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。</li> <li>・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。</li> </ul>

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想。</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</li> </ul>